

令和 3 年 度

切 田 財 産 区 一 般 会 計  
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号  
令和4年10月12日

切田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度切田財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度切田財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度切田財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度切田財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

### (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 14,503,000円に対し、歳入 14,823,007円、歳出 8,098,763円で、歳入歳出差引額は 6,724,244円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

#### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	14,823,007 <sup>円</sup>	12,583,049 <sup>円</sup>
歳出総額 ②	8,098,763	7,152,894
歳入歳出差引額 ①-② ③	6,724,244	5,430,155
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	6,724,244	5,430,155
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	3,400,000	2,800,000

### (2) 歳 入

当年度の収入済額は、14,823,007円で、調定額と同額であり、前年度に比べて2,239,958円(17.8%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 6,428円、県補助金 364,118円、財産運用収入 112,559円と財産売払収入 297,646円の財産収入 410,205円、基金繰入金 9,890,000円、前年度繰越金 2,630,155円、部分林分収金 1,491,690円や立木伐採補償金 30,300円等の雑入 1,522,101円となっている。

### (3) 歳 出

当年度の支出済額は、8,098,763円で、予算現額に対する執行率は 55.8%となり、前年度に比べて 945,869円(13.2%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 2,250,434円、総務管理費 5,848,329円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 538,287円、森林総合整備事業費 654,500円、負担金、補助及び交付金 64,000円、積立金 3,885,559円、繰出金 705,983円の諸費 4,655,542円となっている。

### (4) その 他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、22,062,491円となっている。

事業については、造林事業として2.00haの下刈り、1.00haの枝打ちなどを実施している。

令和 3 年 度

深 持 財 産 区 一 般 会 計  
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号

令和4年10月12日

深持財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度深持財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度深持財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度深持財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度深持財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

## (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 49,610,000円に対し、歳入 49,615,166円、歳出 44,378,206円で、歳入歳出差引額は 5,236,960円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	49,615,166 <sup>円</sup>	16,068,258 <sup>円</sup>
歳出総額 ②	44,378,206	9,530,075
歳入歳出差引額 ①-② ③	5,236,960	6,538,183
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	5,236,960	6,538,183
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	2,700,000	3,300,000

## (2) 歳 入

当年度の収入済額は、49,615,166円で、調定額と同額であり、前年度に比べて 33,546,908円(208.8%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 355,480円、県補助金 914,693円、財産運用収入 6,234,985円と財産売払収入 34,932,700円の財産収入 41,167,685円、基金繰入金 3,939,000円、前年度繰越金 3,238,183円、歳計現金利子 125円の雑入となっている。

## (3) 歳 出

当年度の支出済額は、44,378,206円で、予算現額に対する執行率は 89.5%となり、前年度に比べて 34,848,131円(365.7%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 3,452,750円、総務管理費 40,925,456円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 302,498円、森林総合整備事業費 2,321,000円、負担金、補助及び交付金 2,117,000円と積立金 36,184,958円の諸費 38,301,958円となっている。

## (4) その 他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、76,448,400円となっている。

事業については、造林事業として 2.70haの下刈、6.00haの枝打ち、7.94haの材積調査を実施している。



令和 3 年 度

大 深 内 財 産 区 一 般 会 計  
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号

令和4年10月12日

大深内財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度大深内財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度大深内財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度大深内財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度大深内財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

### (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 3,644,000円に対し、歳入 3,661,462円、歳出 2,317,147円で、歳入歳出差引額は 1,344,315円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

#### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	3,661,462 <sup>円</sup>	2,989,230 <sup>円</sup>
歳出総額 ②	2,317,147	1,658,678
歳入歳出差引額 ①-② ③	1,344,315	1,330,552
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	1,344,315	1,330,552
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	700,000	700,000

### (2) 歳 入

当年度の収入済額は、3,661,462円で、調定額と同額であり、前年度に比べて672,232円(22.5%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、財産運用収入 51,484円、基金繰入金 967,000円、前年度繰越金 630,552円、部分林分収金 2,012,400円と歳計現金利子 26円の雑入 2,012,426円となっている。

### (3) 歳 出

当年度の支出済額は、2,317,147円で、予算現額に対する執行率は63.6%となり、前年度に比べて658,469円(39.7%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 662,168円、総務管理費 1,654,979円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 11,163円、負担金、補助及び交付金 2,000円と積立金 1,641,816円の諸費 1,643,816円となっている。

### (4) その他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、9,155,863円となっている。

令和 3 年 度

法 量 財 産 区 一 般 会 計  
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号  
令和4年10月12日

法量財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度法量財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度法量財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度法量財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度法量財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

## (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 18,471,000円に対し、歳入 18,545,303円、歳出 14,892,082円で、歳入歳出差引額は 3,653,221円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	18,545,303	17,217,954
歳出総額 ②	14,892,082	9,650,524
歳入歳出差引額 ①-② ③	3,653,221	7,567,430
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	3,653,221	7,567,430
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	1,900,000	3,800,000

## (2) 歳 入

当年度の収入済額は、18,545,303円で、調定額と同額であり、前年度に比べて1,327,349円(7.7%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 3,426,136円、県補助金 1,125,419円、財産運用収入 5,604円と財産売払収入 320,000円の財産収入 325,604円、基金繰入金 6,985,000円、前年度繰越金 3,767,430円、分収造林分収金 2,915,600円と歳計現金利子 114円の雑入 2,915,714円となっている。

## (3) 歳 出

当年度の支出済額は、14,892,082円で、予算現額に対する執行率は 80.6%となり、前年度に比べて 5,241,558円(54.3%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 3,516,084円、総務管理費 11,375,998円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 43,894円、森林総合整備事業費 1,341,500円、負担金、補助及び交付金 2,052,000円と積立金 7,938,604円の諸費 9,990,604円となっている。

## (4) その他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、52,962,711円となっている。

事業としては、造林事業として 6.47haの下刈を実施している。



令和 3 年 度

奥 瀬 財 産 区 一 般 会 計  
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

十 和 田 市 監 査 委 員

十市監委第74号  
令和4年10月12日

奥瀬財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度奥瀬財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度奥瀬財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

## (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 44,090,000円に対し、歳入 44,118,138円、歳出 41,956,244円で、歳入歳出差引額は 2,161,894円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	44,118,138	37,077,014
歳出総額 ②	41,956,244	28,682,456
歳入歳出差引額 ①-② ③	2,161,894	8,394,558
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	2,161,894	8,394,558
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	1,100,000	4,200,000

## (2) 歳 入

当年度の収入済額は、44,118,138円で、調定額と同額であり、前年度に比べて7,041,124円(19.0%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 1,367,876円、県補助金 7,400,843円、財産運用収入 3,336円と財産売払収入 479,600円の財産収入 482,936円、基金繰入金 15,276,000円、前年度繰越金 4,194,558円、森林総合研究所分収造林受託事業収入 2,670,800円と分収造林分収金 9,075,000円、線下補償料 3,649,954円等の雑入 12,725,125円の諸収入 15,395,925円となっている。

## (3) 歳 出

当年度の支出済額は、41,956,244円で、予算現額に対する執行率は95.2%となり、前年度に比べて13,273,788円(46.3%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,315,302円、総務管理費 37,640,942円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 1,235,530円、森林総合整備事業費 9,118,200円、森林総合研究・整備機構分収造林費 2,670,800円、林道維持費 562,076円、負担金、補助及び交付金 2,570,000円と積立金 21,484,336円の諸費 24,054,336円となっている。

## (4) その他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、50,008,390円となっている。

事業としては、造林事業として26.8haの下刈、4.56haの植栽、9.44haの保育間伐などを実施している。

令和 3 年 度

沢田財産区一般会計  
歳入歳出決算審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第74号  
令和4年10月12日

沢田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 山本秀典

令和3年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和3年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度沢田財産区一般会計 歳入歳出決算審査意見

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

令和3年度沢田財産区一般会計歳入歳出決算

### (2) 審査の期間

令和4年8月4日から令和4年10月12日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

### (1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 5,568,000円に対し、歳入 5,565,243円、歳出 4,142,027円で、歳入歳出差引額は 1,423,216円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

#### 決 算 収 支 状 況

区 分	令和3年度	令和2年度
歳入総額 ①	5,565,243	58,785,798
歳出総額 ②	4,142,027	53,942,195
歳入歳出差引額 ①-② ③	1,423,216	4,843,603
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実質収支額 ③-④ ⑤	1,423,216	4,843,603
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	800,000	2,500,000

### (2) 歳 入

当年度の収入済額は、5,565,243円で、調定額と同額であり、前年度に比べて53,220,555円(90.5%)の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 5,220円、県補助金 318,318円、財産運用収入 995円、基金繰入金 2,897,000円、前年度繰越金 2,343,603円、雑入の歳計現金利子 107円となっている。

### (3) 歳 出

当年度の支出済額は、4,142,027円で、予算現額に対する執行率は74.4%となり、前年度に比べて49,800,168円(92.3%)の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 883,062円、総務管理費 3,258,965円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 48,970円、森林総合整備事業費 330,000円、負担金、補助及び交付金 74,000円と積立金 2,805,995円の諸費 2,879,995円となっている。

### (4) その他

当年度末(令和4年3月31日)現在の財政調整基金は、57,438,585円となっている。事業としては、造林事業として1.83haの下刈を実施している。